

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日提出

霧島市長 前 田 終 止

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

本則中「箇月」を「か月」に改める。

第 7 条第 2 項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第 2 条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は、公布の日から施行し、平成26年12月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(期末手当の内払)

- 2 第 1 条の規定による改正後の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

人事院勧告及び他の地方公共団体の給与の改定措置等を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。